

(令和3年度第2回)
武蔵村山市個人情報保護審議会

日 時：令和3年12月1日（水）から
令和3年12月6日（月）まで
方 法：書面会議

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））における保有個人情報の目的外利用について

3 閉 会

議 題(1) 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））における保有個人情報の目的外利用について

このことについて、下記のとおり意見を求めます。

記

ア 目的外利用の適否（条例第8条第2項第6号）

番号	項目	内容
1	担当部課名	子ども家庭部 子ども青少年課
	目的外利用をする個人情報取扱業務の名称	児童手当支給事務
	保有個人情報の目的外利用により業務を行う組織等の名称	子ども家庭部 子ども青少年課
	保有個人情報の目的外利用により行う業務の名称及び内容並びに目的外利用により業務を行う理由	<p>（業務の名称） 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））</p> <p>（業務の内容） 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する目的で、18歳以下の子どもを養育する世帯（児童手当における制限を超える所得の世帯を除く。）に対して、臨時特別的な給付措置として給付金を給付する。</p> <p>（目的外利用により業務を行う理由） 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））の対象者は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育する家庭の主たる生計維持者である。このうち令和3年9月分の児童手当受給者については、児童手当支給事務で保有する個人情報を利用して、申請を受けずに年内を目途に給付を行うよう国が指定しているため、子ども青少年課が児童手当支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、生計関係、監護の有無、扶養人数、職業、公的扶助、金融機関口座」を目的外利用する必要がある。</p>
	目的外利用をする保有個人情報の記録項目	氏名、性別、住所、生年月日、国籍、続柄、婚姻、電話番号、生計関係、監護の有無、扶養人数、職業、公的扶助、金融機関口座
備考		

番 号	項 目	内 容
2	担 当 部 課 名	子ども家庭部 子ども青少年課
	目的外利用をする 個人情報取扱業務の 名 称	児童扶養手当支給事務
	保有個人情報の 目的外利用 により業務を行う 組 織 等 の 名 称	子ども家庭部 子ども青少年課
	保有個人情報の 目的外利用により行 う業務の名称及び 内 容 並 び に 目的外利用により 業務を行う理由	<p>(業務の名称) 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（ 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））</p> <p>(業務の内容) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を 支援する目的で、18歳以下の子どもを養育する世帯（児 童手当における制限を超える所得の世帯を除く。）に対 して、臨時特別的な給付措置として給付金を給付する。</p> <p>(目的外利用により業務を行う理由) 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（ 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））の対象者 は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間 に出生した児童を養育する家庭の主たる生計維持者であ る。本給付金は、原則として申請を受けることなく、でき るだけ速やかに実施することとされており、児童手当受給 者以外の者についても可能な限りこれを適用する必要がある。 よって、本市からも他自治体からも児童手当を受給して いない世帯を特定すること（主たる生計者が他自治体に いる場合、児童手当は主たる生計維持者の居住自治体から 支給されるが、児童扶養手当受給者であれば、主たる生計 維持者が別にいることはないため、本給付金の対象と特定 できる。）を目的として、子ども青少年課が児童扶養手当 支給事務のために保有する個人情報のうち「氏名、住所、 生年月日、続柄、婚姻、公的扶助」を目的外利用する必要 がある。</p>
	目的外利用をする 保有個人情報の 記 録 項 目	氏名、住所、生年月日、続柄、婚姻、公的扶助
備 考		

番号	項目	内容
3	担当部課名	子ども家庭部 子ども青少年課
	目的外利用をする個人情報取扱業務の名称	令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務
	保有個人情報の目的外利用により業務を行う組織等の名称	子ども家庭部 子ども青少年課
	保有個人情報の目的外利用により行う業務の名称及び内容並びに目的外利用により業務を行う理由	<p>(業務の名称) 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））</p> <p>(業務の内容) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する目的で、18歳以下の子どもを養育する世帯（児童手当における制限を超える所得の世帯を除く。）に対して、臨時特別的な給付措置として給付金を給付する。</p> <p>(目的外利用により業務を行う理由) 令和3年度武蔵村山市子育て世帯等臨時特別支援事業（子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金））の対象者は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童を養育する家庭の主たる生計維持者である。このうち公務員等、本市から児童手当を受給していない者については、基本的に申請に基づき給付することとなるが、本給付金の目的及び性質から、これらの者についても可能な限り簡素な手続で給付することを求められており、実際に国からは、令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務で保有する個人情報を利用するよう指定されている。そこで、記載事項をあらかじめ埋めた上で申請書の送付を行うため、子ども青少年課が令和2年度武蔵村山市子育て世帯への臨時特別給付金事務のために保有する個人情報のうち「氏名、住所、生年月日、続柄、電話番号、公的扶助、金融機関口座」を目的外利用する必要がある。</p>
	目的外利用をする保有個人情報の記録項目	氏名、住所、生年月日、続柄、電話番号、公的扶助、金融機関口座
備考		

イ 上記目的外利用をする際の本人への事前通知の省略（条例第8条第3項・施行規則第5条第2項第2号）

<参考>

武蔵村山市個人情報保護条例

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の利用目的の範囲を超えての利用（以下「目的外利用」という。）をし、又は当該実施機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) あらかじめ本人の同意を得ているとき。
- (3) 出版、報道等により公知性が生じているとき。
- (4) 人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
- (5) 専ら学術研究又は統計の作成をする場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて行政執行上必要があると認めるとき。

3 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定める場合を除き、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。ただし、前項第4号に該当するときは、目的外利用等をした後、速やかにその旨を本人に通知しなければならない。

4 実施機関は、目的外利用等をしたときは、市長に届け出なければならない。

5 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

6 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を課し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

武蔵村山市個人情報保護条例施行規則

(目的外利用等の通知)

第5条 実施機関は、条例第8条第2項の規定により目的外利用等又は条例第8条の2第2項の規定により保有特定個人情報の利用目的の範囲を超えての利用（以下単に「目的外利用等」という。）をしたときは、保有個人情報目的外利用等記録台帳（第9号様式）にその内容を記録しなければならない。

2 条例第8条第3項の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当するときをいう。

(1) 条例第8条第2項第1号から第3号まで又は第5号に該当することにより、目的外利用等をしようとするとき。

(2) 条例第8条第2項第6号に該当することにより目的外利用等をしようとする場合であって、審議会の意見を聴いて本人に通知しないことが正当であると認められるとき。

3 条例第8条第3項（条例第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報目的外利用等通知書（第10号様式）により行うものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、口頭又は告示により行うことができる。

4 条例第8条第4項（条例第8条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、保有個人情報目的外利用等届出書（第11号様式）により行うものとする。